

令和8年度 仙台市障害者施策推進協議会（第2回）議事録

1 日 時 令和8年9月2日（水曜日）18：30～20：30

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

3 出 席 三浦（剛）委員，佐藤委員，伊藤委員，大志田委員，小野委員，鹿野委員，
佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，菅原委員，高橋（勝）委員，
高橋（芳）委員，高橋（秀）委員，堀越委員，遠藤委員，山下委員
※欠席：鑑委員，西尾委員，早坂委員，三浦（か）委員

[事務局]林健康福祉局参事，水野障害福祉部長，藤井相談支援担当部長，佐藤参事兼
精神保健福祉担当課長，永廣障害企画課長，山越障害企画課担当課長，加藤
障害者支援課長，高橋障害福祉サービス指導課長，鈴木障害者総合支援セン
ター所長，原田精神保健福祉総合センター所長，松谷北部発達相談支援セン
ター地域支援担当課長，成見南部発達相談支援センター所長，小林青葉区障
害高齢課長，木村宮城野区障害高齢課長，郷古若林区障害高齢課長，榎本太
白区障害高齢課障害福祉サービス担当係長，中川泉区障害高齢課長，高橋宮
城総合支所障害高齢課長，岩渕秋保総合支所保健福祉課長，小澤企画係長，
前田社会参加係長，平川活躍支援担当係長，相澤施設支援係長，野呂地域生
活支援係長，加来精神保健係長，安部主任，菊地主事，加藤主事，宇和野主
事，高橋主事，栗野主事

ほか傍聴者1名

4 内 容

（1）開 会

（2）委員挨拶

（3）会長挨拶

会 長 こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

国の方向性のようなものを少しウオッチしていると，DXを進めて業務を効率化
して，支援の質を向上しろとか，人材の確保，そういうところに視点が置かれてい
るということがちょっと気になります。確かに人材とか専門性の確保ということは
非常に大事なことですけども，そこにばかり目が行って，何のための，誰のため
の仕事かというところをもう一度きちんと振り返りながら計画の策定を進めるべ
きかなと，そんな気持ちをまた新たにしているところでございます。

今日も，どうぞ委員の皆様，忌憚のないご意見を賜りながら進めていきたいと思
いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局 ありがとうございます。

（企画係長） それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。
ます。

（4）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より柴田和子委員の指名があり、承諾を得た。

（3）会議の公開

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項
に基づき、公開いたします。

（5）議事

報告事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果について
- （2）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について

協議事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書（案）について
- （2）仙台市障害福祉計画（第8期）・仙台市障害児福祉計画（第4期）骨子案について

報告事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果について

会 長 それでは、次第の2、議事に入ります。

本来であれば協議事項から進行するところですが、報告事項の内容がその後の協議事項に関連する内容となっておりますことから、委員の皆様にあらかじめ調査結果をご確認いただいた上でご協議いただけるよう、議事の順序を変更してまいります。報告事項から説明を進めさせていただきます。

それでは、報告事項（1）令和8年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、障害企画課より報告事項（1）についてご説明いたします。

（障害企画課長） 「資料1－1 令和8年度仙台市障害者保健福祉計画における質的モニタリング（調査）実施概要」をご覧ください。

「1 調査概要」になります。

質的モニタリングは、仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針に基づき、数値目標等の監視だけでは十分に把握し切れない、本市における障害保健福祉施策等の現状と課題について把握し、今後の障害者施策の改善と向上を図るための資料とするものになります。

本日の協議事項となっている仙台市障害者保健福祉計画の中間評価における評価と後期期間の取組の方向性に反映させるため、昨年度から2か年かけて、計画に掲げる5つの基本方針の重点取組ごとに調査を実施いたしました。

次に、「2 調査対象」及び「3 調査方法」、「4 調査期間」になります。

令和7年度に基本方針1, 2, 5については調査済みであり、今年度は基本方針3, 4について、関係する法人や団体の方々などを対象といたしまして、5月29日から6月23日の間に委員の皆様にも調査を実施したものととなります。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、調査にご協力いただきましてありがとうございます。この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。

なお、重点取組ごとの具体の調査対象及び対象者数は表に記載のとおりですが、計15件、32名の方々にご協力をいただきました。調査は、委員数名に本市職員が同行する形で対面によるヒアリングを実施したところであり、事前に一定の質問事項を決めておき、回答を踏まえて深掘りしていく半構造化インタビューとしました。

次に、「資料1-2 令和8年度仙台市障害者保健福祉計画における質的モニタリング（調査）報告」をご覧ください。

2ページの下段より、調査対象ごとに質問項目とそれに対する回答を含めたものを記載しております。

ここでは、時間の都合上、個別のご紹介は割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければ幸いです。

事務局からの説明は以上になります。

会 長 ありがとうございます。

ただいま報告事項（1）令和8年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果についてご説明をいただきました。

ここでは、調査にご参加いただいた委員の皆様を代表して、本当に何か所も行っているんですけども、患者・家族団体連絡協議会の菅原委員に代表して補足やご感想など、1, 2分程度でお願いできればと思います。

菅 原 委 員 座って失礼いたします。宮城県患者・家族団体連絡協議会の理事の菅原と申します。

私は患者本人でありまして、後縦靱帯骨化症友の会の事務局も行っております。今回、仙台市さんからモニタリングについてのご参加ということ、ご依頼を受けまして、興味深く伺ってまいりました。

感想としましては、私自身が患者だということを踏まえましても、3か所行かせていただきましたけれども、やはり当事者として思うことがたくさんありましたけれども、いろいろな機関の方とお会いしまして、とても熱心に一生懸命取り組まれているという事実を実感いたしました。それらの皆様にとって、どのような結果が待ち受けているのかという多少の不安というか申し訳なさというか、取り組んでいらっしゃる方たちの努力がとても真摯に見受けられまして、やはりそういう気持ちの皆様が施策に携わっていただいているということが大変ありがたく思いました。

やはり、人のために行うことというのはとても大事だと思いますので、やはり何をやるにしても人と人との関わりということではどんなお仕事でも大きく変わりはないのかなという感想を持ちました。やはり優しさと思いやり、それだけではなく、時には厳しいご指摘とかご提案とかもいただきながら、この質的モニタリングも今後も開催されていかれることを期待しております。

簡単ではありますが、参加した者としての感想を述べさせていただきました。ありがとうございます。

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかに皆様からご意見とかご質問はございますでしょうか。よろしいですか。ここについては事前質問もいただいていると思いますので。

それでは、報告事項（1）令和8年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果については、ここまでとさせていただきます。

（2）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について

会 長 続いて、報告事項（2）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、報告事項（2）につきまして、障害企画課よりご説明いたします。

（障害企画課長） 「資料2-1 仙台市障害者保健福祉計画（令和6～11年度）評価シート 令和7年度評価」をご覧ください。こちらの資料は、仙台市障害者保健福祉計画における成果指標について、令和7年度における評価を指標ごとに取りまとめたものになります。

初めに、ページ番号3ページをご覧ください。こちらには、参考として、計画に定めた5つの基本方針と、基本方針ごとの成果指標のうち、いわゆるアウトカム指標を記載しております。アウトカム指標は、仙台市で行っている施策が目的に向かって良い方向に進んでいるかの指標として定めているもので、こちらの評価は6年ごとに行うものとしており、令和10年度に障害者等保健福祉基礎調査を実施し、その結果を踏まえ、令和11年度に評価を実施する予定でございます。

次に、4ページをご覧ください。4ページ以降がアウトカム指標を達成していくために設定した施策ごとの成果指標となるアウトプット指標の令和7年度における評価でございます。1つの基本方針につき、3つから5つのアウトプット指標を掲げ、1つの指標につきまして1ページの評価シートを作成し、昨年度の実績値や実績の詳細、評価や課題を記載しています。

内容につきましては、分量が多いため、ポイントを絞ってご説明いたします。

全体といたしましては、多くの指標が目標値に到達しているところですが、なお、目標未達のものとしてしましては、基本方針1では3つのうち2つ、基本方針2では5つのうち3つ、基本方針5では5つのうち1つとなっております。

なお、目標未達のものについて、基本方針1につきましては、令和6年度に続いて未達となったものはございません。基本方針2につきまして、令和6年度に続いて未達となったのは、7ページの児童発達支援センターによる相談支援回数と、8ページの児童発達支援センターによる施設訪問支援回数になります。基本方針5について、令和6年度に続いて未達となりましたのは、22ページの青葉障害者福祉センターの整備になります。

一方で、主に地域生活を支援する体制の充実に係る目標を掲げている基本方針3と、社会参加と就労の充実に係る目標を掲げている基本方針4については、全てにおいて目標を達成している状況でございます。

実績につきましては、この後の協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書でご説明いたします。

続きまして、「資料2-2 第7期「仙台市障害福祉計画」・第3期「仙台市障害児福祉計画」令和7年度実績（成果目標）」をご覧ください。

障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害児福祉計画は児童福祉法に基づき、策定が義務づけられているものになります。これらについては、国から示されている基本指針に基づく項目ごとに、基本指針に示された考え方や前期計画の実績、本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を定めているものになります。

資料2-2では、向かって一番右側に令和7年度の目標を記載し、その左側に令和5年度から7年度までの実績を記載しています。令和5年度及び6年度の実績については昨年度の協議会で報告済みのものであり、参考として掲載しています。

内容については、こちらも分量が多いため、ポイントを絞ってご説明いたします。

成果目標は大項目で6つに分かれており、資料2-2の向かって左端のNoの項目が大項目に対応したものとなります。

大項目No2、地域生活支援の充実、大項目No5、相談支援体制の充実・強化等、大項目No6、障害福祉サービス等の質の向上については、全てにおいて目標を達成している状況でございます。

一方で、目標未達のものとしては、大項目No1、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係るものでは2つ、大項目No3、福祉施設の利用者における一般就労への移行等に係るものでは8つのうち3つ、大項目No4、障害児支援の提供体制の整備

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

等に係るものでは8つのうち5つとなります。詳しくは、後ほどご高覧ください。

続きまして、「資料2－3 第7期「仙台市障害福祉計画」・第3期「仙台市障害児福祉計画」令和7年度実績（見込量）」をご覧ください。

国の基本計画では、障害福祉計画及び障害児福祉計画において、資料2－2における成果目標達成のため、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業実施回数等の見込量を定めることとされております。こちらの資料2－3は、そのうち令和7年度の見込量と実績について記載したものでございます。

向かって右側に、令和7年度における見込量、実績、実績と見込量の差、前年度実績からの増減を記載しております。また、真ん中あたりに、参考として令和5年度及び令和6年度の実績も記載しています。

見込量を大幅に上回っている主なものとしては、5ページの地域生活支援事業の日常生活支援④日中一時支援事業などがあります。

詳細なご説明は割愛させていただきますので、後ほどご高覧ください。

今後とも、これらの実績を把握しながら、適切に施策を推進してまいりたいと存じます。

事務局からの説明は以上となります。

会 長 ただいま事務局より、報告事項（2）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について、ご説明をいただきました。

まず、事前質問票を頂いた佐々木洋委員から伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

佐々木（洋）委員 仙台市社会福祉協議会の佐々木でございます。

質問票をご覧いただきたいと思いますが、急いで内容を作成しましたので分かりにくい点がありますので、申し訳ございませんでした。

資料2－1についてですけれども、全体にわたることなんですが、令和4年度の数値を基に基準値を定めているかと思いますが、コロナ禍の時期なので、達成度の評価について一定の考慮というか、そういうのがあり得るのかなということについて、数字をどのように受け止めていらっしゃるのかなということです。

2つ目として、6ページになります。今年度の障がい者アート展覧会、8月に実施されたかと思いますが、現時点で速報値が分かれば教えていただきたいなと思います。

それから、③としまして、7ページから9ページにわたってなんですけれども、訪問や相談を実施した後の対応、例えば関係機関へのつなぎとか、その結果についてはどのような評価をなされていらっしゃるかということです。件数とか、そういったところだけでない、実質的な目的の達成度はどのように評価しているのかなと思いました。

それから、④としまして、8ページですけれども、自己評価のところにもござい

ますけれども、施設からの新規相談が増えていないということがございますが、この理由として何が考えられるのかなと思いました。

⑤としまして、11 ページですけれども、支援の事業所が増えない理由は何かなということなんですが、ニーズのある方の身近に事業所がないのか、事業所がこの事業に取り組みたくても人材や予算が不足しているからなかなか入っていけないのか、このあたりの事情、背景をどのように分析しているのかということでございます。

会 長 事務局、いかがでしょうか。

事 務 局 障害企画課でございます。

(障害企画課長) 最初、資料2－1につきまして、佐々木委員からご質問していただいた件につきましてご回答申し上げたいと思います。

最初、コロナ禍を踏まえた評価に当たり考慮すべき点のところでございます。例えばなんですけれども、基準値の中にパラスポーツに係るイベントの開催回数とか相談件数等、一定程度の影響は受けているものがあるとは存じております。ただ、今回の中間評価に当たりますは、適切な評価に資するよう、令和5年度以降の実績も踏まえ、適宜、目標値の見直しも行っているところでございました。

次に、6 ページになりまして、障害者アート関連の今年度の速報値になります。今年度につきまして、まさについ先日、8月20日から23日に「Art to You!」というイベントが開催されておりまして、市も共催しております。こちらにつきまして、入場者の速報値としては4,681人ということで報告を受けているところでございました。

次に、7 ページから9 ページ目の支援実施後の評価についてでございます。訪問や相談の成果につきましては、園等の支援者が児童との適切な関わりを行うとともに、必要なサービスや支援につなげられるよう助言等を行っているほか、施設職員の支援力向上や保育環境の改善に結びついたかという観点についても評価しているところでございます。例えば、質的モニタリングでも、保育所や幼稚園などへの継続的な訪問を通じまして、園全体で支援プロセスが共有されるなど、職員の意識変化が見られた事例や、課題の整理・助言等により保育環境が改善し、職員の自信や保護者満足度の向上につながった事例も聞かれているところでございます。こうした支援を通じまして、個別ケースへの対応にとどまらず、施設全体の支援力向上に寄与しているものと評価しております。

次に、8 ページの新規の相談が増えない理由についてでございます。確かなところは分かりかねるところでございますが、新規の相談については、本市の就学前児童数が減少傾向にあり、例えば令和7年度は前年と比べて5%弱の減少となったことも新規の相談が増えない要因の一つであるものと認識しているところでございます。

次に、11 ページ、事業所数が増えない理由につきましては、事業所へのヒアリン

グから、重症心身障害児を支援する事業所が増えない主な要因として、看護師やリハビリ専門職などの人材確保が困難であること、建設費や整備費等の開設初期の負担が大きいこと、利用実績の変動による採算性への不安が大きいことなどが聞かれたほか、重症心身障害児や医療的ケア児への対応のノウハウ不足についても新規参入をためらう要因となっているものと認識しているところでございます。

会 長 佐々木委員，いかがですか。

佐々木（洋）委員 ありがとうございます。特に 11 ページ，⑤で聞きたかった人材不足，人材の確保というのは，どの事業所も大変なんだろうなと。それと，イニシャルコストの点も，やはり事業所の負担ということが重荷になっているのかなと感じておりましたので，ああ，そうかという感じです。特に人材確保は，仙台市だけでなく，宮城県全体あるいは日本全体の大きな課題なんだろうなと。一市町村，自治体の取組は当然必要なんですけども，国全体として底上げするような対策が求められるのかなと感じております。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。特に医療職の確保がやはり生活介護にしてもそうなんですけど，割と大変なところですね。

この資料 2－1 について，ほかの委員の皆様から何かご意見，ご質問ございますか。よろしいですか。

では，先に進ませていただいて，資料 2－3 の部分について，佐々木委員から事前に質問いただいていますので，お願いします。

佐々木（洋）委員 資料 2－3 の部分ですけども，1 ページ目に訪問系の居宅介護から同行援護までの実績が掲げられておりますけれども，この表を見ますと，利用者が増えたけれども利用時間が減っていると。さっき，短時間の利用ということにつながるのかなと思いますが，その理由ということと，乖離が大きいのであればその見直し，これから今後は必要になるのかなと。あまり目標値を下げるのはちょっとねというところはあるんですけども，目標の達成に向かって頑張っていただきたいなと考えております。

②の 2 ページも，同じようにペアレントプログラムの受講者が減ったと。この理由をどのように分析していらっしゃるのか，この 2 点，お願いしたいと思います。

会 長 では，事務局，お願いします。

事 務 局 では，事務局から回答いたします。

（障害企画課長） 最初に，1 ページ目の利用時間の減少理由についてでございます。こちらにつきましては，事業周知が進んだこと等から，利用者数は増加いたしました，1 人当

たりの利用が想定よりも短時間であったため、利用時間数は見込量を下回ったところ
です。次期計画に向けまして、改めて居宅介護等の利用傾向等を精査いたしまし
て、適切な見込量の設定を検討してまいります。

次に、2 ページ目のペアレントプログラム受講者の減少理由についてございま
す。ペアレントプログラムは、アーチルや児童発達支援センターで複数のメニュー
を実施しております。特に減少傾向となっているのは、児童発達支援センター利用
者向けのもとなっております。減少の理由といたしましては、共働き世帯の増
加により、早期より保育所に就園する児童が増加し、親子で通園する形態の児童発
達支援センター利用者自体が減少している影響が大きいと考えるところございま
す。

会 長 佐々木委員，いかがですか。

佐々木（洋）委員 お答えありがとうございます。昨年度、施設を訪問した際に、やはり利用者の方
から、両方の保護者が働いていて親子通園が難しいということがありましたので、
親子通園を継続していただくことは必要なんですけども、別のプログラムというこ
ともやはり考えていかないといけないのかなと感じております。ありがとうございます。

会 長 そうですね，はい。

ほかに，委員の皆様から何かございますか。

確かに数字だけじゃなくて，利用時間の減少なんていうのは，その中身をやはり
しっかり見ていかなきゃいけないことですよ。どうでしょうか。

高橋委員，どうぞ。

高橋（勝）委員 わらしべ舎の高橋と申します。

今の1 ページのところの生活介護の利用者が1 日 2,277 人減っているんですけ
ども，これはやはり何か多分理由があると思うんですが，生活介護に通われている方
の利用者の状況を考えると，あるいは長期の入院で休まなきゃいけないとか，ある
いは何か家族の都合，あるいは本人が通所に行きたくないというようなこととか，
様々な理由は考えられると思いますが，これについても何か確たる理由というもの
を把握されていらっしゃるのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思
います。

会 長 生活介護について，事務局，お願いします。

事 務 局 資料2－3の1 ページの2 の（1）生活介護の利用状況についてのお尋ねござ
（障害者支援課長） います。令和7 年度の見込量4 万 1,400（単位は人日分/月、以下同様）に対して，

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

実績3万9,123で、2,277のマイナスとなっており、これは見込量に対して2,277のマイナスですが、対前年比という観点では、月あたりの人日分の利用実績は、令和5年度3万6,256、令和6年度3万6,889、令和7年度が3万9,123と、年々増えております。ご指摘のとおり、見込量に対する実績が大きく乖離しておりますので、先ほどのような回答と同様、利用状況の傾向等を精査し、適切な見込量の設定なども検討してまいりたいと考えているところです。

高橋（勝）委員 ありがとうございます。

会 長 ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。
それでは、報告事項（2）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果については、ここまでとさせていただきます。

協議事項

（1）仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書（案）について

会 長 続いて、協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書（案）について、ご説明をお願いします。

事 務 局 それでは、障害企画課より、協議事項（1）についてご説明いたします。

（障害企画課長） 「資料3 仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書（案）」をご覧ください。

前回の協議会でもご説明いたしましたが、今年度は全体の施策の方向性を定めている計画期間6年の仙台市障害者保健福祉計画の中間評価を行う年になります。今回お示ししております中間評価報告書（案）はたたき台となるもので、全体をⅠ中間評価の趣旨、Ⅱ評価項目及び評価方法、Ⅲ前期の進捗状況、Ⅳ中間評価、Ⅴ後期における取組の方向性の5項目から構成しております。

初めに、ページ番号で1ページ目、Ⅰ中間評価の趣旨についてですが、こちらは前回の協議会でお示しいたしました中間評価等の概要に係る資料とほぼ同じ内容になるため、割愛させていただきます。

次に、2ページのⅡ評価項目及び評価方法についてです。

1 評価対象事業になりますが、令和6年度に実施した219事業及び令和7年度に実施した222事業を対象としています。また、今年度の事業についても、令和8年9月までで評価可能となる実績は含むものとしております。

次に、2 評価対象期間についてです。対象期間は、現行計画の期間のうち、令和6年度及び令和7年度を対象としています。

次に、3 中間評価の方法についてです。現行計画の重点取組を中心に、量的モニタリング及び質的モニタリングの結果を踏まえて評価するとともに、評価期間における進捗状況や課題を整理し、社会環境の変化も踏まえ、必要な見直しを行ってま

います。

次に、Ⅲ前期の進捗状況になります。こちらには、基本方針ごとの進捗状況及び課題について、量的モニタリング及び質的モニタリングの結果を踏まえてまとめるとともに、成果指標であるアウトプット指標に係る令和6年度及び令和7年度の実績について記載しております。

まず、2ページ中段の1基本方針ごとの進捗状況及び課題についてご説明いたします。

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進についてになります。主な進捗としては、障害当事者の方を講師として企業や学校等に派遣して講習を行う障害理解サポーター事業を着実に実施したほか、スポーツ面ではパラスポーツ体験イベントの開催、文化芸術面では「Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI」をはじめとしたアートや音楽に係る様々な取組を推進することで、障害理解の普及啓発等に努めてまいりました。

一方で、主な課題としては、質的モニタリング等において、障害への理解や合理的配慮が十分でないなどのお声をいただくなど、障害理解の一層の浸透を図る余地がある状況になります。また、先ほどの進捗で挙げた障害理解サポーター事業についても、目標に未達であったことから、これらの事業のさらなる推進を通して、一層の周知啓発等を進めていく必要があります。

次に、基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実についてです。主な進捗としては、アーチルや児童発達支援センターによる保育所や学校等へ定期訪問、市立小中学校へのインクルーシブ教育推進教諭の配置が進んだことにより、アーチルと学校等との連携なども強化され、障害のある児童に対する支援体制の充実が進みました。

一方で、主な課題としては、現在取り組んでいる地域の関係機関と連携した就学前療育支援システムの在り方の検討を進めていく必要があります。また、重症心身障害児等を支えていくための児童発達支援事業所や放課後等デイサービス整備が目標に未達であり、質的モニタリングにおいても現場を支える方々から体制等の不足に関する声も多く出ており、障害福祉サービス事業者等に向けた人材確保や支援環境の整備も進めていく必要があります。

次に、基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実についてです。主な進捗としては、令和6年度から基幹相談支援センターを委託化し、令和7年度は全相談支援事業所訪問等を行ったこともあり、地域の相談支援機関との連携強化や相談支援体制の充実を図ってまいりました。また、重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害等に対応したグループホームや医療型短期入所事業所の整備など、障害のある方の地域生活を支える居住支援についても推進しています。

一方で、主な課題としては、事業所等の安定的な運営とともに、緊急時の受入れ態勢や医療的ケア児者等への支援基盤の充実が必要とされているほか、精神障害のある方やひきこもり状態にある方への支援の充実も図っていく必要があります。

次に、基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実についてです。主な進捗としては、障害者雇用促進セミナーにおける事例紹介や障害者就労が進んでいる企業の現場見学会を通じて、企業における障害者雇用への後押しを進めてきたとともに、就労移行支援事業所等連絡会議を年間で複数回開催することで、事例検討によるスキルアップや関係機関等とのネットワークの強化を推進していきました。また、新たに工事現場仮囲いへの障害者アートの掲出や、施設が制作した製品販売会の拡充に係る支援などを通じて、障害のある方の社会参加を促進しています。

一方で、主な課題としては、法定雇用率の引上げも見据えた企業における障害理解と障害者雇用のさらなる促進を図るとともに、障害福祉サービス事業所の受注力向上に資する就労機会の拡大や障害者アートの認知向上などを通じた工賃向上、活躍の場の創出に係る取組を進めていく必要があります。

次に、基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備についてです。主な進捗としては、国の整備補助事業を活用して、生活介護事業所の整備を推進することで、より手厚い支援を必要とする方々の生活環境の充実を図るとともに、人材確保・定着に向けたガイドブックの作成や様々なテーマのセミナーの開催等を通じて、事業所の安定的な運営に資する支援を推進してまいりました。

一方で、主な課題としては、本人及び家族の高齢化などを見据えた対応や、実態調査などを通して把握したターゲット層の適切な分析などを踏まえた障害福祉人材の定着・確保に向けた取組を継続していく必要があります。また、災害時に備えた支援体制において重要な役割を発揮する災害時個別計画について、個別避難計画の役割を整理して、適切な在り方の下、円滑な運用体制の構築と推進に取り組んでいく必要があります。

次に、4 ページの2 成果指標（アウトプット指標）の達成状況についてです。こちらについては、基本方針ごとに成果指標の目標及び令和6 年度及び令和7 年度の実績を記載したものととなります。内容は資料2－1 と同様になるため、ご説明は割愛させていただきます。

次に、6 ページになりまして、中段のⅣ 中間評価になります。

こちらは、今までご説明してきた内容について、主にⅢ前期の進捗状況を踏まえ、中間評価としてまとめた総括になります。

3 段組の構成としておりまして、1 段目を進捗として着実に推進してきたもの、2 段目を課題として挙げたものを記載しております。3 段目がまとめとなり、後期期間である令和9 年度から令和11 年度にかけて、法改正等の社会環境の変化を踏まえつつ、前段の課題への対応を強化して、障害のある方一人一人の意思や多様なニーズに応じた支援の充実を図っていくこととしているものです。

次に、7 ページのⅤ 後期における取組の方向性になります。

1 障害のある方を取り巻く現状の変化については、現行計画策定以降の障害に関する社会情勢について記載しています。

1 つ目は、障害福祉サービス等の動向になります。障害福祉サービスの利用者は

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

年々増加傾向が続いており、者のサービスについては、特に就労継続支援B型や共同生活援助などの訓練等給付の利用が増加しております。また、児のサービスについては、放課後等デイサービスの利用者数が大幅に増加しており、地域における障害児支援体制の充実が一層重要となっています。

2つ目は、本市の関係する施策の動向になります。令和7年3月に仙台市ダイバーシティ推進指針が策定されましたが、障害福祉施策は、障害の有無にかかわらず、一人一人の多様な個性等が尊重される社会の実現を目指すものであり、本市のダイバーシティ推進を支える重要な取組として、その重要性は一層高まっているところでございます。

3つ目は、国における法制定等の動向になります。現行計画策定以降も障害者福祉に係る国の動きは目まぐるしく、令和7年6月には手話に関する施策の推進に関する法律、令和8年4月には高次脳機能障害者支援法がそれぞれ施行されるとともに、令和9年4月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律として新たに改正施行されることになっております。本市としても、これらの趣旨を適切に踏まえた上で、さらなる支援の充実を図っていく必要があると認識しております。

次に、2後期における取組の方向性についてです。

中間評価の結果等を踏まえ、様々な取組を着実に推進していくことはもちろんですが、後期期間においては、前期において成果が見られた取組についてはさらなる充実を図るとともに、中間評価を通じて明らかとなった課題への対応を強化する旨を明示しております。

さらに、国の基本指針等の動向を踏まえ、新たな重点取組として2項目を追加いたします。

具体には8ページになりますが、1つ目が基本方針3へ追加する重点取組として、高次脳機能障害のある方と家族の生活を支援する体制の充実になります。高次脳機能障害者支援法の制定を受けて追加するものであり、高次脳機能障害のある方やその家族の生活に係る支援の強化を目的としています。

2つ目が基本方針4へ追加する重点取組として、障害特性に応じた意思疎通支援の充実になります。手話に関する施策の推進に関する法律の制定を受けて追加するものであり、さらなる手話に関する理解促進や意思疎通支援従事者の育成を進めていくとともに、行政サービス等において円滑な意思疎通を図ることができる環境整備を進め、障害者の社会参加の促進を図ることを目的としています。

最後に、4成果指標（アウトプット指標）の設定であります。現行計画策定時は、中間評価を実施することを踏まえ、令和9年度及び令和10年度における目標値を設定しておりません。今回の中間評価を基に、現行計画の最終年度である令和11年度の目標達成に向けて、進捗状況を適切に管理するため、この両年度における目標値を設定するものになります。また、社会情勢の変化や進捗状況等、諸般の事情

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

を総合的に勘案いたしまして、必要なものについては令和11年度の目標値の再設定を行います。

本日は個別の目標値のご説明は割愛させていただきますが、令和11年度の目標値について見直しを行ったものについては、表の中に米印で見直しと記載しております。全部で13の目標値について見直しを行っておりまして、うち10項目については上方修正したものになります。なお、基本方針2における3項目については、就学前児童数の減少などを踏まえ、目標値を下方修正したものになります。

事務局からの説明は以上になります。

会 長 ありがとうございます。

この項目についても、佐々木洋委員から事前質問をいただいていますので、まず佐々木委員からお願いしていいですか。

佐々木（洋）委員 資料3につきましては、7ページ目でございますが、関係法令の改正、記載されて分かりやすいんですけども、この法律の施行以外、法改正以外で、例えば障害施策の予算とか事業に変更を与えるような通達あるいは国の考えの変更とか、そういったものがもしあれば記載していただければと思いました。

会 長 では、まず①のところについて、事務局はいかがですか。ご対応、お願いします。

事 務 局 障害企画課から、ただいまのご質問についてご説明いたします。

（障害企画課長） 7ページの法施行以外で事業に影響のある通達の有無ということで、事前質問をいただいております。

法改正以外にも、例えば地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引きでは、地域の中核機能としての機能強化の方向性が示されており、さらに、共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインでは、グループホームの質の向上や高齢化・重度化への対応、地域生活支援の強化などが示されております。こうした通知やガイドラインについても事業運営に影響を与えるものと認識しているところでございます。

なお、本報告書では特に影響の大きい法改正の動向を中心に記載したものとなっておりますが、委員のご意見も踏まえまして、今後また改めて検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

会 長 よろしいですか。

そのほかに何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、中間評価報告書（案）につきましては、ここまでとさせていただきます。

（2）仙台市障害福祉計画（第8期）・仙台市障害児福祉計画（第4期）骨子案について

会 長 続いて、協議事項（2）仙台市障害福祉計画（第8期）・仙台市障害児福祉計画（第4期）骨子案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、障害企画課から協議事項についてご説明させていただきます。

（障害企画課長） 「資料4 仙台市障害福祉計画（第8期）・仙台市障害児福祉計画（第4期）骨子案」をご覧ください。

先ほどの資料2-2のご説明の際も触れましたが、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害児福祉計画は児童福祉法に基づき、3年ごとの策定が義務づけられているものになります。これらについては、国から示されている基本指針に基づく項目ごとに、基本指針に示された考え方や前期計画の実績、本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を定めることとされております。また、成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス等の種類ごとに必要となる量や事業の実施回数について見込むことが必要となります。

今回お示ししているものは、計画のたたき台となる骨子案です。いただいたご意見を基に、次回の協議会で中間案をお示しし、その後パブリックコメントを行った上で、3月に予定している4回目の協議会で答申案をお諮りさせていただきたいと存じます。

1ページにつきましては、計画策定の概要になりますが、これまでもお示ししております内容のため、ご説明は割愛させていただきます。

2ページから7ページまでが、基本指針に示されている1から7までの大項目ごとに成果目標を記載したもので、表形式により項目、成果目標、成果目標の考え方の3つの欄としております。

項目と成果目標については、国の基本指針と同じ内容のものと、国の基本指針とは異なる内容のものがございます。

成果目標の考え方の欄をご覧ください。この欄の記載内容が「国の基本指針の通り」とのみになっているものは、項目と成果目標が国の基本指針と一致しているものになります。それ以外の記載になっているものは、例えば本市が国の設定している成果目標を既に達成済みのため上回る成果目標を設定している、あるいは地域の状況を踏まえてより具体的な成果目標を設定しているなどのものとなりまして、具体の考え方を記載しております。

また、表に色がついており、項目欄に【新設】と記載しているものは、国の基本指針において、今回の計画から新設された成果目標を示しております。

それでは、それぞれの項目についてご説明いたします。

2ページの1福祉施設の入所者の地域生活への移行になります。

（1）施設入所者の地域生活への移行者数については、基本指針のとおりになります。

（2）施設入所者数については、基本指針では、令和7年度末時点の施設入所者

数の5%以上削減を基本としていますが、本市では、地域生活への移行を進める一方、入所待ちの新たな方も踏まえまして、成果目標として令和7年度実績と同水準としています。

次に、2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築になります。こちらは、大項目自体が今回新設されたものになります。

（1）心のサポーター数については、基本指針では令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本としていますが、本市では、成果目標として宮城県に占める仙台市の指定人口の比率で案分し算出した数とすることを検討する方向としています。なお、達成に向けては他にも様々な条件があることから、現在、具体的数については検討中としています。

（2）K6による住民のこころの状態の把握は、基本指針ではK6という尺度を活用して住民の精神的な問題の程度を把握することとされておりますが、本市では、成果目標として国民生活基礎調査で3年に一度実施しております大規模調査の中の健康に関する事項にK6が含まれていることを活用し、住民のこころの状態を把握することとしています。

次に、3福祉施設から一般就労への移行等になります。

（1）（2）（4）（5）は、障害福祉サービスごとの福祉施設の利用者における一般就労への移行者数であり、基本指針のとおり増加させる成果目標としています。

3ページの（3）就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合については、基本指針では就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者を全体の5割以上とすることを基本としていますが、本市では既に達成済みであり、現行計画でも既に6割以上としているため、成果目標として国を上回る7割以上としています。

（6）と（7）は就労定着支援事業に係るものですが、いずれも基本指針のとおりになります。

（8）協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置については、新設のものになります。基本指針では、協議会の設置圏域ごとに1事業所以上設置することを基本としていますが、本市では既に達成済みであるため、成果目標としてそれを上回る数としております。

次に、4ページになります。

（9）令和11年度の就労選択支援利用者についても新設のものになります。基本指針では、令和11年度末時点の就労選択支援利用者数を国全体で8万2,000人以上とすることを基本としていますが、本市では、成果目標として、就労A型・B型の伸び率に準じて算出した数としています。

次に、4障害児支援の提供体制の整備等になります。

（1）障害児の重層的な地域支援体制の構築については、基本指針のとおりにな

ります。

（２）障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進については、基本指針では、児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本としていますが、本市では具体的な成果目標として、アーチル等が幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うことで、インクルージョンを推進する体制の構築を目指すこととしております。

（３）インクルージョン推進のための協議の場の設置については、新設のものになります。基本指針では令和 11 年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本としていますが、本市では具体的な成果目標として、児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を強化し、保育所等における障害児等の受入れ状況等を踏まえた上で、年少期からのインクルージョンを推進するため、令和 11 年度末までに保育、子育て、教育等の部門との連携・協議の場を設けることを目指すこととしています。

（４）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、基本指針では令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保することを基本としていますが、本市では既に達成済みのため、開設支援にとどまらない成果目標として、支援体制の拡充を目指すこととしています。

次に、5 ページになります。

（５）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、基本指針では令和 11 年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としていますが、本市では既に達成済みのため、成果目標として関係機関が連携を図る協議の場の開催継続と、医療的ケア児等コーディネーターを各年度一定数以上養成することとしています。

（６）障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置については、基本指針では令和 11 年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを基本としていますが、本市では既に設置済みであるため、成果目標として、宮城県と共同の移行調整協議の継続及び改善を目標としています。

（７）障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保については、新設のものになります。基本指針では、令和 11 年度末までに関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本としていますが、本市では具体的な成果目標として 2 つの事項を掲げることいたしました。1 つ目が、児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制強化や、

保育，子育て，教育部門との連携・協議の場を設けることを目指すこと，2 つ目が，のぞまないセルフプランの解消を目指し，指定障害児相談支援事業者の対応力及びアクセシビリティの向上に取り組むとともに，障害者自立支援協議会において取組の評価・検証を行うこととしています。

（８）強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備については，新設のものになります。基本指針では，令和 11 年度末までに，強度行動障害の状態にある児に関して，その状況や支援ニーズを把握し，地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としていますが，本市では具体的な成果目標として，強度行動障害を有する障害児・者に関して，特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう，強度行動障害に対応できる機関とアーチルの協働により研修や施設コンサルテーションを実施し，強度行動障害に対応できる人材の育成や施設等の支援力向上を目指すこととしております。

次に，6 ページの 5 地域生活支援の充実になります。

（１）地域生活支援拠点等の整備，支援ネットワーク等による支援体制の構築並びに運用状況の検証及び検討については，基本指針では，令和 11 年度までに地域生活支援拠点を整備するとともに拠点コーディネーター等を配置し，年 1 回以上運用状況を検証・検討することを基本としていますが，本市では既に達成済みのため，成果目標として，支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに，運用状況の検証・検討を年 1 回以上行うこととしています。

（２）強度行動障害の状態にある者の支援のための体制の整備については，基本指針では，令和 11 年度末までに強度行動障害の状態にある者について，その状況や支援ニーズを把握し，地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本としていますが，本市では具体的な成果目標として，4 の（８）の再掲になりますが，強度行動障害を有する障害児・者に関して，特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう，強度行動障害に対応できる機関とアーチルの協働により研修や施設コンサルテーションを実施いたしまして，強度行動障害に対応できる人材の育成や施設等の支援力向上を目指すこととしています。

次に，6 相談支援体制の充実・強化等になります。

（１）相談支援体制の充実・強化等については，基本指針では，国は令和 11 年度末までに基幹相談支援センター等及び協議会の設置・整備及びそれらの連携，協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本としていますが，本市では既に達成済みのため，成果目標として，基幹相談支援センターや地域生活支援拠点，協議会等の連携によって地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保することを目指しています。

（２）のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進については，新設になります。基本指針では，令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼ

口にすることを基本としていますが、本市では具体的な成果目標として、のぞまないセルフプランの解消を目指し、当事者や事業者を対象とした実態調査の結果に基づき、指定特定相談支援事業者の対応力及び障害者の支援へのアクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者自立支援協議会において取組の評価・検証を行うこととしています。

次に、7障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築になります。

（1）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、現在、成果目標について検討中となりまして、次回の協議会でお示しさせていただきます。

（2）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、基本指針では、令和11年度末までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を実施する体制を構築すること等を目標としていますが、本市では既に達成済みのため、審査結果等の共有を従来どおり行うことに加え、事業所の制度理解促進につながる取組を行うことで、さらなる支援の質の向上を目指すこととしています。

（3）実地指導等・集団指導については、基本指針では、令和11年度末までに指導監査の適正な実施とその結果の共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。指定都市である本市では、都道府県における支給決定権者である市町村と同様の位置づけとなる各区等と都度連携を図っているため、指導監査結果の共有については成果目標として位置づけず、より実効性の高い取組として運営指導等及び集団指導の回数の見込みを設定し、事業者への指導の充実を図ることを成果目標として、障害福祉サービス等の質の向上を目指すこととしています。

（4）障害福祉サービス等情報公表制度の公表率については新設になりまして、こちらは国の基本指針のとおりとなります。

次に、8ページから10ページになります。

3成果目標達成に関する指標等についてですが、こちらは今ご説明いたしました成果目標として定める具体の数等になります。前期期間における実績と、後期期間である令和9年度から令和11年度までの目標となる数等を記載したものになります。本日は、個別のご説明は割愛させていただきますので、後ほどご高覧願います。

次に、11ページから19ページになります。

4活動指標（見込量）についてです。基本指針において、成果目標の達成のため、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要とされています。今回お示ししているものは、基本指針に定める事項ごとに、実績の伸び率や、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等を踏まえ、それぞれの見込量を算出したものになります。

前期期間における実績と、後期期間となる令和9年度から令和11年度までの目標となる数等を記載したものでございます。

なお、表の中で色がついている項目については今回新設された項目になりますが、

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

14 ページの（５）高次脳機能障害者に対する支援については、大項目自体が今回新設したものになります。分量が多いため、本日は詳細のご説明は割愛させていただきますので、こちらも後ほどご高覧願います。

なお、計画策定に当たっては、見込量を確保するための方策を記載する必要がありますが、本日は骨子案のため省略しておりまして、そちらについては次回の協議会でご議論いただく中間案にてお示しさせていただきます。

事務局からの説明は、以上になります。

会 長

ありがとうございました。

ただいま協議事項（２）仙台市障害福祉計画（第８期）・仙台市障害児福祉計画（第４期）骨子案についてご説明をいただきました。

この件について、まず、事前質問票を頂いた高橋勝彦委員からご発言をいただければと思います。

高橋（勝）委員

わらしべ舎の高橋です。質問票ということで、２点ほど挙げてあります。

１点目は、先ほど説明がありました、ページ数でいうと、15 ページの（８）福祉施設の入所者の地域生活への移行【新設】とあるんですが、ここは調整中ということで、実績、見込量、そういうふうになっているんですが、これについてどういう内容のものなのかをお聞きしたいなと思っております。

なお、これが８ページにも同じく、施設入所者の地域移行とも何か関連性がある項目なのかということをお聞きしたいなと思います。

２つ目の質問もよろしいでしょうか。２つ目の質問は、施設入所者の地域移行に関することなんですが、国の方針に従って減らさなきゃいけないということは理解はしておりますし、一方では施設を利用しなきゃいけないという人もいるという現実も多分あるということも理解はしておりますが、ただ、一方で施設への待機者の数を仙台市として把握をされているのかということをお聞きしたいなと思ったんです。というのは、８月の河北新報に、施設待機障害者２万人強という記事が載っていたものですから、その中で宮城県は５３６人いるというようなことなので、そういう待機者の数を含めて、施設から外へ出すということももちろん大事なんです。待機者の数がもし仙台市で年々増加しているような状況があるのであれば、そういうことについても何か計画の中に反映をして、施設入所に至らないような形での福祉サービスを整備していかなければいけないんじゃないかなというような思いも持ったものですから、施設ごとの待機者数というのはなかなかこの場でお話できないと思いますが、総数で構いませんので、分かる範囲で教えていただきたいと思っています。

会 長

それでは、事務局、お願いします。

事務局
(障害者支援課長)

まず1つ目の、福祉施設の入所者の地域生活への移行については、国の指針が活動指標として掲げる障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数を想定しており、これは、入所者の地域生活への移行や入所している施設外の障害福祉サービスの利用者等についての意向確認を定期的に行う担当者である地域移行等意向確認担当者の選任について、令和8年度から義務化されたところ、各施設の選任や支援の状況については今後確認が必要であるため、現時点では実績及び見込量は調整中としているところでございます。

施設入所者のグループホームや一般住宅などの地域生活への移行に関しまして、施設の担当職員が入所者本人の希望や支障となっている要因、必要とする支援について適切に把握しながら関係機関と連携した検討を行うなどにより、本人のご意思、希望を尊重した地域生活への移行につながるものと考えておりますので、関連する指標と考えております。

続きまして、2つ目のご質問は、待機者についてです。仙台市内の施設別利用者数及び利用待機者数につきましては、毎年、宮城県において実施しております障害者支援施設等における利用状況の調査を基に把握しております。市内には15の入所施設がありまして、直近の数字である令和7年10月1日現在では、待機者数は延べ126名となっております。

会長

高橋委員、いかがですか。

高橋（勝）委員

ありがとうございました。在宅で障害のある人を支えている家族も大分高齢になってきていると思いますので、老障介護だけは絶対に避けなければいけないのかなと思いますので、そういう意味で、もっともっと地域で生活ができるように、障害者サービスをもっと充実させていく必要があるのかなと感じているところでございます。ありがとうございました。

会長

よろしいですか。そここのところの書き方ですよね。親亡き後のために施設待機者が出ていて、それに応じて施設を造らなきゃいけないとかというような計画はつくらないわけですから、そのために何をするかというところがどの項目とくっついているか、関係しているかというところが、こういう書き方をしていくとなかなかそれが示せないのというお話になるんだと思うんですけどもね。

いかがですか、ほかに。鹿野委員。

鹿野委員

仙台市医師会の鹿野です。

本質から外れますが、2ページと8ページの実数との比較をすると、国の基本指標で多分その1.31倍とか1.14倍、1.52倍、1.67倍、1.47倍というのは、多分これ

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

は国が示した数字なんだろうと思うんですけど、その根拠って何だろうなというのが1つと、こちらもそれを8ページとの対比で、令和11年度の値と、例えば3の（1）とかで令和11年で558人で、令和6年426人って、これを計算すると1.30になる。だから559人にすれば1.31クリアなんですけれども、これ全部、括弧内に目標が掲げられているものについて、全部、令和11年を1人ずつ増やすとクリアなんだけれども、この状況だと0.01クリアできないことになっちゃう。この目標をあえて実数として設置した理由というのは何かあるのかなということを教えていただければと思います。

会 長 事務局、ありますか。

事 務 局 障害企画課から、ただいまの質問についてご説明いたします。

(障害企画課長) 国の基本指針で1.31倍とお示ししているのがある一方で、成果目標については、あとこれらの仙台市の最近の状況であるとか伸び率など、もろもろ、それぞれの指標の状況を踏まえまして設定しているものになりまして、より実情に近い形に準じたものとして考えておりました。

鹿 野 委 員 ありがとうございます。1人寸止めしたのは何でかなと、そこを聞きたかっただけなので。

会 長 ほかにはいかがですか。山下委員，どうぞ。

山 下 委 員 NPO法人シャロームの会の山下と申します。よろしくお願いいたします。

いつも資料を用意していただいて、本当にありがとうございます。私は、2ページ、心のサポーターということと、K6による住民のこころの状態の把握というのが新設されたということで、自分自身が精神障害の当事者なので、すごく心強いなと思っているんですが、具体的にこの2つについて、どんなものなのか、教えていただけたらありがたいなと思います。

会 長 それでは、事務局、お願いします。

事 務 局 精神保健福祉総合センター所長の前田です。

(精神保健福祉総合センター所長) 心のサポーターですけども、国が精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築の一つとしまして、一般市民の方が障害を持った方に、主に傾聴をベースとした支援を行っていくサポーターを養成していくものであります。国としましては、令和15年までに100万人を養成することを目標としているものになります。

山 下 委 員 ありがとうございます。次のK6は。

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

事務局（精神保健福祉総合センター所長） K6は、心の精神状態や病気を評価する指標でありまして、主に6項目の質問項目によって評価しているものになります。

会長 山下委員，いかがですか。

山下委員 ありがとうございます。2つ新設されたということで、ご説明ありがとうございます。

そしてもう一つだけ、すみません、14ページを見ますと、心のサポーター養成研修とともに精神保健福祉相談員講習会というのもあって、いろいろ精神障害を持つ私たちへのサポートというのが増えてくるんだなと思い、ありがたいなと思っています。そして、私も障害理解サポーター養成研修の当事者講師として登録させていただいており、1年に何回か講師をさせていただくんですけども、自分たちがサポートしてもらうのももちろんうれしいけれども、障害を持つ自分が誰かをサポートすることで自分が元気になるという面もあります。仙台市にもピアサポーター養成研修などあるので、今後もピアサポーターであるとか、いろいろ活躍している人たちが、自分も精神障害があるから誰かの助けを得なくちゃいけないけれども、自分たちも誰かの役に立つかもしれないというところで力を発揮できるような仙台市になるように、私自身も仲間と共に頑張っていきたいなと思っておりますので、行政の皆さんや、あと地域のいろいろな方のご協力をいただけたらうれしいなと思って発言させていただきました。

以上です。

会長 ありがとうございます。ほかに。

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田です。よろしくお願いいたします。

今、山下委員から出た心のサポーターということで、私も新設ということで、こういうものなのかなというのを感じていました。例えば認知症のサポーターとか、認知症研修というのは、認知症を分かるために何回か講座を受けてサポーターになるというのがありますので、14ページを見ると、養成研修実施というのも書いてあるので、やはり同じように講習を受けて、それになっていくのかなというのを今考えています。せっかく新設されるので、そのサポーターの養成研修の内容もこれから吟味してよりよいものになっていけばいいのかなと思っております。

それから、もう一つなんですけれども、6ページ、のぞまないセルフプランの解消に向けてということで、これも新設なんですけれども、のぞまないセルフプランというのはどういうものなのかということをお聞きしたかったんですが、例えばうちの子どももセルフプランというか、事業所とプランを掲げていますけれども、やはり新卒の方なんか聞くと、事業所が見つからないので、やむを得ずセルフプラン

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

を考えなければいけないということもよく聞かれるので、のぞまないセルフプランというのはそういうことをなくすようにやっていくという意味なのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

会 長 心のサポーター養成研修をやるのかというところから。

事 務 局 精神保健福祉総合センター所長の原田です。

(精神保健福祉総合センター所長) 心のサポーター養成研修の具体的な内容についてご説明させていただきたいと思っています。心のサポーター養成研修ですが、国が作成したテキストに基づいて行っていくことになっています。まず、心の病気についての基本的な説明をしていくことが90分間ありまして、その後、30分間でそれぞれセルフケアについて、また、てんかんについて、あと高次脳機能障害についてなどを、選択して研修を受けられるようになっています。120分間の研修時間で、1回の研修で心のサポーターになります。研修内容としては以上で、傾聴をベースとしたサポーターを養成するということを目的とした研修になります。

会 長 続いて、のぞまないセルフプランのご説明を。

事 務 局 のぞまないセルフプランについては、お見込みのとおり、利用したくても事業者等が見つからないためにセルフプランとせざるを得ないケースをなくしていくことを目標に掲げているものでございます。

会 長 よろしいですか、柴田委員。

柴 田 委 員 どうもありがとうございました。分かることができました。ありがとうございます。

会 長 ほかにいかがですか。佐々木洋委員から。

佐々木(洋)委員 質問票に掲げましたのは、資料3の8ページで、高次脳機能障害と意思疎通支援の充実ということを新しい計画に盛り込むという記述があるんですが、その具体的な指標で、高次脳機能障害については資料4の14ページにかなり項目も増やしていただいて充実するんですが、意思疎通支援充実について、具体の指標が見つからなかったもので、この重点化するに当たっての取組姿勢というか、取組の方法というか、そういったところを教えていただければと思います。

会 長 事務局、お願いします。

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

事務局
(障害企画課長)

障害企画課長の永廣でございます。

ただいまの質問についてご回答いたします。

まず、ご意見のとおり、意思疎通支援の充実につきましては、指標の設定も考えられるところでございますが、障害福祉計画において意思疎通支援事業の見込量を既に設定しておりまして、具体には資料4の16ページになります。16ページ、(11)地域生活支援事業、①必須事業というところで、中段あたりに意思疎通支援事業として①から③、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置ということでもまとめているところございました。こちらを用いて、毎年度、派遣件数であるとか利用実績等を把握しながら、事業の進捗管理を行っている状況でございました。今回につきましては、法改正の動きを踏まえまして施策の重要性が高まっていることから、新たに重点取組として文書に位置づけたものでございまして、進捗管理については既存の見込量や実績値を活用していく考えでございます。

以上になります。

会長

手話通訳と要約筆記、はい。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

堀越委員

教育局特別支援教育課、堀越です。

教育の立場から一つ確認させていただきたいと思いました。5ページになります。これも新設になっている、強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備でございます。ここで、強度行動障害を有する障害児という表現があるんですけども、学校現場の立場で、特別支援学校などでなかなか教員の専門性の担保が課題になっておりまして、障害の重いお子さんの対応に苦慮する保護者の方においても、そういったときに非常に対応に苦慮している場合に、強度行動障害まではいっていないんだけど、今後そういった姿になることが懸念されるといった場合に、この事業の、有してはいないんだけど、未然に予防するために、この事業の対象になるものかどうなのかというところをちょっと今の時点で分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

会長

いかがですか。

事務局
(南部発達相談支援
センター所長)

南部アーチルの成見と申します。

強度行動障害の状態ではなくても、行動に困難を抱えていらっしゃる方や、将来的に行動の難しさが心配される方に対しても、アーチルと第二自閉症相談センターなないろで支援を行っています。例えば放課後等デイサービスに出張しての研修や、生活介護事業所などの支援者研修の開催など、支援力の向上に努めているところです。必ずしも強度行動障害のある方に限定しているということではなく、予防的な視点での支援も含めて、引き続き取り組んでまいります。

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

会 長 よろしいですか。

堀 越 委 員 ありがとうございます。現場で非常にニーズがあるような部分だと思いますので、こうしたものに限らず、支援学級でもそういったお子さん、予兆のあるお子さんはいると思うので、ぜひ期待したいと思います。ありがとうございました。

会 長 よろしいですかね。強度行動障害って、誤学習というか、認識的な問題がすごく多いと思いますので、その対応の仕方などについて、今お答えあったような工夫が十分されるといいかなと思うんですけども。
そのほかに何か。

佐 藤 委 員 佐藤です。

この目標値とかを設定するときに、国の基準とかもちろんあるんだと思うんですが、この中で、最終的な目標値が増えていくことがプラスというふうなサービス向上になっているって見るものと、むしろ減らしていったほうがいいと思うようなものとか、あるいは適正值というのが多分あるようなものとか、その辺が全体的に見るとよく見えないなというのはちょっと感じたところで、例えばさっき出ていた施設入所の数だとか、そういったところはできるだけ地域に出て減らしていったほうがいいという方針で立てられたんだと思うんですが、その辺は何かこう、強弱と言うと変ですけども、本当に適正值まで達したからこれを維持しようというものと減らしていこうというものと、そういった何かの基準を設けていたりはされているかどうか、教えていただければと思います。

会 長 お願いします。

事 務 局 障害企画課からご説明いたします。

（障害企画課長）

ただいまのご質問ですが、まず目標値の設定につきましては、佐藤委員がおっしゃるように、国の基本指針が生きて、そこに先ほど申し上げました地域の実情などを踏まえまして設定するものであります。一方で、どこに目標を置くかという話になるんですけども、やはり目標値ごとに様々になるんですが、この後、追加でご説明させていただきます総量規制との関係もありますので、やはり需要と供給のそのあたりを適切に見定めてそれぞれ判断していくようになりますので、なかなか一概に線引きをするのが難しく、個別の事情に応じた判断も出てくるものになるというのが現状でございます。

以上です。

会 長 よろしいですか。その他のところに出てくる総量規制の話とも関係するところになるんですけども、この骨子案についてはよろしいですか。ほかにご意見、ご質

問。

（6）その他

会 長 なければ、骨子案についてはここまでにさせていただいて、最後に、次第の3にありますその他についてですけども、事務局から先に、お願いします。

事 務 局 障害企画課から、参考資料としてつけております、「障害福祉計画等におけるサービスの必要見込量の算出方法及びいわゆる総量規制・意見申出制度の活用について」という資料についてご説明させていただきたいと思います。

（障害企画課長）

前回の協議会におきまして、次期計画策定に当たり、国から障害福祉サービス等について総量規制が適用される可能性が示されている旨、ご説明させていただきました。総量規制は、障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が需要を大幅に上回ることを防ぎ、障害福祉サービス等の提供を計画的かつ効率的に行うことを目的といたしまして、障害福祉サービス事業所等の指定を制限するものになります。

国からの要請で総量規制の対象となるのは、いわゆる全部過疎の市町村でないこと、かつ、人口に占めるサービス利用者割合が全部過疎でない市町村の上位25%に該当する場合となります。なお、総量規制の対象となる市町村に該当することになった場合は、必要な量の見込みの算定に際しまして、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びにとどめて算定するという必要性が生じてまいります。なお、例外といたしまして、強度行動障害など個別ニーズへの対応への必要を要する項目につきましては総量規制の対象外とできる場合もあります。

そしてこのたび、8月に国から総量規制に該当する市町村及び対象となるサービスが通知されまして、本市においては、国通知上、総量規制に該当しないこととなったため、この場をお借りしてご報告申し上げます。

それでは、参考資料をご覧ください。

1ページから3ページまでが国からの通知となりまして、4ページ目が本市で国の資料を加工して作成した本市の状況を示す資料になります。総量規制は、この4ページにお示ししております6つのサービスに対して適用されることとなりますが、本市においてはサービス利用者割合が国の定める基準をいずれも下回る状況でございます。そのため、総量規制に該当しない結果となったものになります。次期計画においても全国平均の伸び率を採用する取扱いを行わないで、本市における伸び率等を勘案して見込量を設定する取扱いとして進めていく方向と現在のところ考えている状況でございます。

事務局からは以上になります。

会 長 ありがとうございます。その他、今ご説明いただいた件について何かご意見、ご

令和8年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他について、委員の皆様から何かございますか。

事務局からその他、今のほかに何か。

それでは、本日の議事はこれで終了となります。

では、事務局にマイクをお返しいたします。

（7）閉 会

事務局 議事進行、ありがとうございました。

（企画係長） 最後に、事務的な連絡を申し上げさせていただきます。

本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正意見をいただきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見、ご質問等がございましたら、机前にお配りしておりますご意見票にて、期限が短く恐縮ですが、9月9日水曜日17時までに事務局までお送りいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、次回の協議会につきましては、10月16日金曜日18時半からで調整を進めております。詳細が決まり次第、追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。

それでは、以上をもちまして令和8年度第2回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただき、ありがとうございました。

署名人

柴田和子

